### 春江東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定 令和7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにする とともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童 が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

-福井県いじめ防止基本方針より-

#### I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (I) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

#### 2 いじめの定義と判断

- (I) 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)により、 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、 背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する か否かを判断します。
- 3 いじめの防止等のための具体的取組み
  - (1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育
    - ○ほめて伸ばす教育

<u>児童の多面的な能力</u>を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う集団作りに努めます。

○人権教育の推進

| 人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでな く、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

| 発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあ う心、感謝の心を育てます。

#### (2) 学校評価への位置づけ

本校では、いじめの防止等のための取組み(環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

#### (3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

<u>縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、</u>児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止 策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。 ○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器(スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等) の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意 点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活 用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ○SOS の出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動(身近にいる信頼できる大人に SOS を出すこと等)ができるための教育を行います。

#### (4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめ の兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認する ことにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的に個人面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると 同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図り ます。

- ○いじめに係る情報の記録
- いじめに係る情報を適切に記録します。
- ○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

<u>いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、</u> 情報を共有します。

#### (5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定 し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。 ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

#### (6) いじめの解消

- 〇いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確
- 認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。 ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この 相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び その保護者に対し、面談等により確認する。

#### (7) いじめによる重大事態への対処

- ○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の 期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、国のい じめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を、坂井市教育委員会を通じて地方公共団体の長に速や かに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者へ の情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

#### 4 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対 策委員会」を常設し、定期的に開催します。

#### (構成員)

校長、教頭、教務、生徒指導主事、低・中・高学年代表、養護教諭、教育相談担当 (活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子ども」を育てるための具体的な活動の計画、実践、 振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・記録の保存
- ・いじめの認知、「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係諸機関との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

#### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめ の早期解決に向けた取組を行います。

#### (構成員)

教務、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、

特別支援教育コーディネーター

#### (活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童やその保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童 相談所等との連携

#### (3)組織図 【様式2】

P 4 参照

#### 5 いじめ対策の年間行動計画 【様式3】 P 5 参照

# いじめ対策委員会

校 長 じ 教 頭 連絡:担任・教科担当等 め の 情 教務、生徒指導主事、低・中・高学年代表、養護教諭、教育相談担当者 報 □学校基本方針に基づく取組の実施 □具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 □いじめの相談・通報の窓口 □いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と □いじめの疑いに係る情報があった時の対応 ・いじめの情報の迅速な共有 ・関係のある児童への事実関係の聴取 ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 □いじめ対応サポート班立ち上げ

職員会議

記録、共有

□取組の点検

認知 報告 教 連絡 頭 相談

外部人材

- · 適応指導教室指導員
- ・スクールカウンセラー

#### 関係機関

- ·教育委員会
- P T A
- ・愛護センター
- ・警察
- ・医療機関
- ・児童相談所
- ・民生児童委員

## いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

教務 関係学年主任 担任 教育相談担当 養護教諭 特別支援教育コーディネーター

- □いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- □事実確認作業
- □関係児童への対応
- □関係保護者への対応
- □関係機関との連携
  - \*必要に応じて、警察への協力要請
- □事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

	しの対象の中间打動計画』	【4 6 0月】							
	教員の動き等	児童の活動等							
	秋良い到さ 寸	I 年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生		
		教育相談 学級の状況を確認							
4	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓	学校探検 ・自己紹介 ・先生と握手	年生を 迎える会 ・ <sub>自主的活動</sub>						
	は 職員会議 は ・ 年間計画周知 は ・ 教員の意識点検 は ・ いじめ重大事態の調査 は に関するガイドライン	縦割り班・異学年活動スタート (清掃グループ・登校班・委員会・クラブ活動) ・自主的活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感							
	チェックリストの活用 ↓ PTA総会・HP ・基本方針の公表		≧ づくり						
月		PTA 総会 地域ボランティアによる読み聞かせ(~3月)							
	いじめ対応サポート班(通年) ・起きたときに即対応	地域ホランティアによる読み聞かせ(~3月) 子どもサロン月2回(~3月)							
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・ 共通理解				的活動		運動会計画 ・自主的な活動 ・コミュニケーション		
	L			・絆づ	< 9		カ育成		
	校内研修 ・道徳教育 ・人権教育 ・読書指導 I年間の人権教育、 道徳や読書活動の計画	校外等・自主的・絆づく	勺活動						
5	を作成、確認	校内運動会 〇縦割り種目 〇学年種目 〇応援タイム							
月	こころのアンケート① ・状況把握	・絆を高める ・他人への思いやり ・高学年のリーダー ・自主的な活動							
	いじめ対策委員会 ・アンケート調査等をも とに、定期的に状況把握		対象を表示している。						
	アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解								
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	東っ子タイム①(縦割り集会) ・自主的活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり							
6 月	校内研修 ・授業改善 ・学習規律 ・学でもの居場所、絆づく		•		)低・中・		れて実施		
	りを意識した授業の実施アンテナ会・ミニアンテナ会	・休み前非行防止教室・薬物防止・ネットモラル、犯罪・万引き等							
	・共通理解								

	教員の動き等			児童・	の活動等		
	教員の勤さ寺	l 年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	いじめ対策委員会・定期的に状況把握	東っ子タイム②(縦割り集会) ・自主的活動 ・リーダーの存在感 ・絆づくり  防犯訓練 (防災)					
7月	保護者懇談会 ・保護者との連携 ・信頼関係づくり アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解					総 <b>合発表</b> (アーモンドの木) →3年生へ ・異学年交流	
				!区なかよ   :動 ・絆* !			
8 月	いじめに関する ・教員の意識点検 ・教員の意識点検 ・教員の意識点検 ・教子しまでである。 がカケし期 がかったに ・会・も・2字 会・表 ・会・表 ・のもったに ・のもった。 ・・できる。 ・・できる。 ・・できる。 ・・できる。 ・・できる。 ・・できる。 ・・できる。 ・・でいる。 ・でい		家庭訪問	での学習			
9	いじめに関する 校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取り組み ・教員の意識向上 ・かじめガイドライン チェックリストの活用 いじめ対策委員会 ・定期画の見直し ・計画の見直し アンテナ会 ・共通理解	 !	教	育 相 部 校外学習 · 自主的な活動 · 絆づくり	·	• 個別面談	校外学習 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション 活動の工夫

	製造の動き等 おしまれる おしゅう おしゅう おしゅう かいしょう おしゅう かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう						
	<b>教員の動き寺</b>	I 年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	こころのアンケート② ・状況把握	校外 ·自主的な活動	おもちゃ ランド 学習 ・絆づくり			自然教室 ・絆づくり ・自主的な活動	
月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 アンテナ会・ミニアンテナ会	;	・自主的活	動・リ- と生活・い	ム③(縦割・ダーの自じめアンケー	覚 ・絆 <sup>-</sup> ート調査	づくり
	・共通理解			学校公開	マラソン	/大会	
II 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 一授業研究 ・学習規律 ・個を生かす学習 道徳(規律・数情) 学活(いじめ) アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解		東自主的活	・親 っ子タイム 動 ・絆つ	た書月間 見子読書 チャ・ 様 (イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リーダーの	修学旅行 ・自主的計画・運営 ・コミュニケーション 活動の工夫  存在感 中学校体験入学 ・新たな絆づくり
12	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握  保護者懇談会 ・情報や意見収集  アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	;			・ # <sup>j</sup> 〈り ・ 過 ・ 過 ・ し を動 ・ 糸		

	3 4 3	児童の活動等					
	教員の動き等	T年生   2年生   3年生   4年生   5年生   6年生   1年生   1年生   1年生   1年生   1年生   1年生   14年生   14年t    14年生   14年年   14年生   14年年   14					
I 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・いじめガイドライン チェックリストの活用 アンテナ会・ミニアンテナ会 ・共通理解	, =	•	まち協による アーモンドの話 →2年生へ発表 (異学年交流)	• -	6年生送る会 企画・準備	
2	こころのアンケート③・状況把握 ・状況把握 いじめ対策委員会・定期的に状況把握 情報発信・取組アンケート評価の は・情報発信 ・・持報発信	新   年生を 迎える会	東っ子自主的活動	を送る会 活動 ・ <b>斜</b>	通間・	字跳び大会	
3 月	いじめ対策委員会 ・今年度の振り返り ・新年度に向けての計画 見会議 ・計画確認 ・計画を書談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	お地感・感	話になった 域の方との	の絆づくりちを手紙に		むけい かせの方	卒業文集作り ・絆づくり 校内清掃活動 ・感謝の心